

消防用設備等の点検報告制度について

1 消防用設備等とは

消防用設備等とは、消防法第17条に基づき、建物の用途、規模、構造、収容される人員等の形態から、政令等の一定の基準に従って設置された消防用設備等及び特殊消防用設備をいいます。

2 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告

消防法第17条に基づき消防用設備等を設置することが義務づけられている防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、その設置した消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告する義務があります。



消防用設備等の点検・報告は防火対象物の関係者の義務です！

【どうして】

消防用設備等は、いついかなる場合に火災が発生しても確実に機能を発揮するものでなければなりません。日ごろの維持管理が十分に行われることが必要なのです。消防法では消防用設備等の点検・報告ばかりではなく、整備を含め適正な維持管理を行うことを防火対象物の関係者に義務づけているのです。

3 点検の内容及び点検の方法

機器点検・・・消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項。消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項。

総合点検・・・消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は、当該設備等を使用することにより、総合的な機能を消防用設備等の点検基準に従い点検する事項。

4 点検の期間

消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
消火器及び簡易消火用具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備及び無線通信補助設備	機器点検	6月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く。）並びに総合操作盤	機器点検	6月
パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備、共同住宅用連結送水管	総合点検	1年
配線	総合点検	1年

5 報告の期間

特定防火対象物は1年に1回・・・映画館、遊技場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館・ホテル、病院、地下街など、不特定多数の人が出入りする建築物

非特定防火対象物は3年に1回・・・工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など

6 お問い合わせ先

熊本市消防局

検索

詳細については、管轄消防署（括弧内が管轄）へお問合せください。

- 熊本市消防局予防部指導課 TEL096-363-2249
 - 熊本市南消防署（南区） TEL096-212-0303
 - 熊本市中央消防署（中央区※1） TEL096-364-2894
 - 熊本市北消防署（北区） TEL096-327-2020
 - 熊本市東消防署（東区） TEL096-367-6315
 - 熊本市益城西原消防署（益城町・西原村） TEL096-286-2298
 - 熊本市西消防署（西区・中央区※2） TEL096-353-5028
- ※1 中央区（西署の管轄を除く。）※2 西区、中央区（一新・慶徳・五福・向山校区）

【点検業者に関するお問合せ先】 ○ 一般社団法人 熊本県消防設備協会 TEL096-371-1454